

## 《就学学校指定変更許可基準表》

(令和元年11月1日から適用)

申請理由	指定学校の変更を許可する期間	添付書類
<p><b>【教育的理由】</b></p> <p>1. 小・中学校の卒業を控えている学年で、保護者からの申し立てがあった場合</p>	<p>小学校6年生及び中学校3年が、住所を他の通学区域に異動したときは、各年度末までの期間とする。</p>	<p>・特になし 「申立書」にできるだけ詳細な理由を記載</p>
<p>2. 運動会、学芸会等の主要学校行事及びその他の理由で、保護者の申し立てがあった場合</p>	<p>小学校1～5年生及び中学校1～2年生が、住所を他の通学区域に異動したときは、各年度末までの期間とする。</p>	
<p><b>【身体的理由】</b></p> <p>3. 病弱等のため近距離又は理由相当の学校へ通学を希望する申し立てがあった場合</p>	<p>児童生徒が病弱・虚弱、肢体不自由等で、本来通学すべき学校より希望する学校に通学させる方が、近距離又は交通の事情、便利が良い等で児童生徒の負担が軽減され则认为られる場合は、医師の診断による期間又は学校長が必要と認める期間とする。</p>	<p>・医師の診断書等 ・学校長の意見書等</p>
<p><b>【居住に関する理由】</b></p> <p>4. 当該年度内に転居が明らかかな場合</p>	<p>転居手続前で転校予定校に通学希望する場合、又は転居手続後も継続して現在校に通学を希望する場合はともに申請期間又は当該年度内の期間とする。 〔公住、マンション入居、住宅新築（購入）、又は増改築等により一時転居する場合等を含む〕</p>	<p>・契約書、建築確認申請書、申請者の確約書等事実を確認できる書類</p>
<p><b>【家庭に関する理由】</b></p> <p>5. 保護者が全て居宅外就労或いは病気等により他の通学区域の家庭に保護され又は、放課後児童クラブ等を利用している場合</p>	<p>小学生までとする。 許可期間は、学年末までとする。 但し、就労状況等を再確認のうえ更新できるものとする。</p>	<p>・保護者等の在職証明書 ・児童クラブ入会決定通知書等事実を確認できる書類</p>
<p><b>【兄弟姉妹に関する理由】</b></p> <p>6. 兄弟姉妹が就学学校指定変更の承認を受けている場合</p>	<p>児童又は生徒の兄弟姉妹が1～5及び7・8の理由で就学学校の指定の変更の承認を受け、通学をしている学校へ就学を希望する場合で、通学に支障がないと教育委員会が認めるとき。</p>	<p>・特になし 「申立書」にできるだけ詳細な理由を記載</p>
<p><b>【指定変更の事由解消に関する理由】</b></p> <p>7. 指定変更事由（1～6）の解消に伴い、指定校が変更となる場合に、友人関係などを維持するため、今まで通っていた学校への通学を希望する場合</p>	<p>小学校・中学校の卒業までの期間とする。</p>	<p>・特になし 「申立書」にできるだけ詳細な理由を記載</p>

<p>【その他の理由】</p> <p>8. その他の特殊事情による 場合</p>	<p>その他、教育相談を受けて申し立て理由が適当であり特に教育的な配慮が必要な場合は、それに相当する期間とする。〔特認校、区域外特学、いじめ、クラブ活動、不登校解消、家庭不和、友人関係等の諸事情についても含む。〕</p>	<p>・学校長の所見、教育相談の経過書等特殊事情が確認できる書類</p>
--	--	--------------------------------------

※指定変更の許可については、北見市教育委員会事務専決規程により部長専決事項となるが、1～7については、「指定外学校の入学特例の許可における事務専決の特例について」（令和元年10月24日付決裁）により課長等専決事項とする。

※指定変更により校区外の学校へ通学する場合、保護者の責任において通学上の安全を確保すること。また、遠距離通学助成やスクールバスの対象とならない。

<北見市教育委員会学校教育課>